

航空自衛隊第2補給処  
十条支処公示第1号  
令和3年1月28日

## 郵便による入札要領について

分任支出負担行為担当官  
航空自衛隊第2補給処十条支処調達課長  
堀之内 新一

標記について、入札に参加される方は下記の要領により行って下さい。  
なお、航空自衛隊第2補給処十条支処公示第9号(令和2年6月19日)は廃止します。

### 記

#### 1 入札参加の連絡

郵便により入札に参加しようとする場合は、あらかじめ契約担当者に電話でご連絡下さい。

その際、参加される入札公告又は入札通知書(以下「公告等」という。)番号、入札日時、件名(品名)及びご担当者様の会社名・氏名・連絡先をお伝え下さい。

#### 2 入札書等の封書要領

(1) 内封筒に入札書1枚を封入して、表面に入札日、公告等番号、統制番号、件名(品名)及び会社名を記載して下さい。(別紙「封筒記載例等について」を参照)

内封筒は糊で封をし、糊付けした部分に届出印で封かんして下さい。

(2) 外封筒に資格審査結果通知書(全省庁統一資格)及び内封筒を封入して、表面に「入札書在中」と記載して下さい。

なお、資格審査結果通知書については、入札通知書を受けた者及び当該年度に提出している者は省略することができます。

#### 3 入札書の郵送方法及び提出期限

##### (1) 入札書の郵送方法

入札書の郵送は一般書留又は簡易書留で送付して下さい。

なお、郵送に要する費用は、すべて入札参加者の負担とします。

## (2) 提出期限

提出期限は、入札公告に記載された入札日の前日（行政機関の休日の場合は、その前の開庁日）の15時までに到着するようにして下さい。

## 4 入札書の引換え、取り消し

### (1) 入札書の引換え

入札書の引換えは出来ませんので、十分に確認したうえで郵送して下さい。

### (2) 入札書の取り消し

入札書の取り消しは、契約担当者に事前に電話で連絡し、入札書取り消し届（別紙様式）を次のいずれかで提出して下さい。

#### ① ファックスで提出

入札日の前日の17時までに到着するように送信して下さい。

#### ② 郵送で提出

入札日の前日の15時までに到着するように郵送して下さい。

## 5 入札書を無効とする場合

### (1) 公告等の要件を満たさない場合

### (2) 郵送書類が提出期限までに十条基地に到着しなかった場合

### (3) 入札書を封入した内封筒に届出印で封かんしていない場合

### (4) 入札書に必要事項が記載されていない場合（社印等の押印がない場合も含む。）

### (5) 入札書の日付が開札日以降の日付（開札日も含む。）の場合

### (6) 入札書を天災地変等による双方の責めによらない理由により消失した場合

### (7) 同一事項の入札において2通以上の入札書の提出が確認された場合

### (8) 3（1）で示した郵送方法以外、または別の送付手段をもって提出された場合

### (9) 事前の連絡なく入札書が郵送により提出された場合

## 6 入札回数及び再度入札

郵便による応札があった場合の入札回数は1回までとします。予定価格に達しなかった場合は、後日、再度入札を行います。再度の入札日は電話連絡により通知しますので、3に準じ、期限に間に合うよう入札書を郵送して下さい。（通常の入札でも可とします。）

## 7 結果通知

郵便による入札参加者への入札結果の通知は、後日、契約担当者から電話連絡により通知します。

## 8 その他

### (1) 郵便による入札において同額で落札したものが複数あった場合、契約担当者が指名する者が代理でくじ引きを行います。

### (2) 不明な点があれば、契約担当者までお問合せ下さい。